

市第 144 号議案

横浜市知的障害者生活介護型施設条例等の一部改正

横浜市知的障害者生活介護型施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市知的障害者生活介護型施設条例等の一部を改正する条例

（横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正）

第1条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改める。

（横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正）

第2条 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

（横浜市総合保健医療センター条例の一部改正）

第3条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号の2中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

（横浜市火災予防条例の一部改正）

第4条 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第2号イ中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市知的障害者生活介護型施設条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（知的障害者福祉ホーム等）

第11条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法~~第5条第28~~
~~第5条第26~~
項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

（第2項から第6項まで省略）

横浜市精神障害者生活支援センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用料金）

第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）~~第5条第18~~
~~第5条第16~~
項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法~~第5条第18項~~
~~第5条第16項~~に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

（第2号省略）

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

(利用料金)

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受け、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受け、又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受け、又は法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受け、又は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第16項に規定する計画相談支援を受け、又は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

(第2号の3から第5号まで省略)

横浜市火災予防条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現行)

(自動火災報知設備に関する基準)

第51条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火

災報知設備を設けなければならない。

(第1号省略)

- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分(当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合に限る。)

(ア省略)

- イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第5条 第5条 第17項 第15項に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(第3号、第4号、第2項及び第3項省略)